

令和2年度予算要求事業概要書

所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課	NO	32
款	民生費	(単位：千円)	

1 事業名	障害者意思疎通促進事業	10 要求内容	要求額	⇒	予算額	(うち特財)	
2 要求区分	新規事業	・情報保障のためのガイドライン等作成経費	2,493	⇒	3,198	(2,398)	
3 事業説明文	<p>障害の有無により分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合い、安心して暮らすことが出来る地域共生社会を実現するため、障害の特性に応じた多様な意思疎通を促進します。</p>	・手話啓発動画作成、条例啓発講演会運営経費	2,283	⇒	1,432	(1,074)	
4 背景、区民ニーズ、現状課題等		<p>障害には様々な特性があり、意思疎通のための手段や配慮も個々の状況によって異なることから、区民や事業者の間に障害者への配慮手段や障害種別ごとの対応方法について、十分には浸透していないことが障害者にとって不便や不安を感じる障壁となり、日常生活における課題となっています。</p> <p>・区の障害者手帳所持者数7,568人（平成31年3月31日現在）</p>					
5 要求する事業内容	<p>①障害の特性について記述し、求められる基本的な配慮をまとめた『障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン』を作成し、事業者及び区職員へ配布</p> <p>②障害特性の理解や配慮の実践に活用できる『障害者とのコミュニケーションハンドブック』を作成し、広く区民に配布</p> <p>③手話を学べる動画を区ホームページ、デジタルサイネージ、港区ケーブルテレビやYouTubeで配信</p> <p>④東京都聴覚障害者連盟が行う耳の日記念文化祭（会場：東京都障害者福祉会館 芝5丁目）とタイアップし、新規条例の啓発講演会を実施</p> <p>⑤子どもを主たる対象とした手話啓発冊子を増刷し、学校や区民に配布</p> <p>対象者：区民、区内事業者及び区職員</p>	合計		4,776	⇒	4,630	(3,472)
6 事業実施で得られる成果		財源内訳	国庫支出金	地域生活支援事業費等補助金（補助率1/2）	2,315		
障害者が日常生活及び社会生活において容易に情報を取得し、円滑に意思疎通を図ることができます。		都支出金	地域生活支援事業費等補助金（補助率1/4）	1,157			
		その他特財					
		一般財源	障害者福祉推進基金638千円を含む	1,158			
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	債務負担行為	令和	年	～	年	限度額	
全国の自治体において、障害者差別の解消に向けた冊子等を作成し、啓発活動等に取り組んでいます。	11 実施に向けた財源確保	国や都の補助金を活用するほか、障害者福祉推進基金を充当					
8 基本計画・個別計画	12 スケジュール	令和2年5月 ガイドライン等を区民へ配布、区ホームページに掲載 6月 手話動画の配信 令和3年2月下旬～3月上旬 啓発講演会の実施					
・障害者計画	13 事業実施に伴う将来コスト	令和3年度：手話啓発動画 1,320千円/年（うち特財：990千円） 令和4年度：手話啓発動画 1,320千円/年（うち特財：990千円） 情報保障ガイドライン別冊更新 492千円/年（うち特財：369千円）					
9 関連する法令・条例等	14 編成の考え方	<p>障害の特性に応じた多様な意思疎通の促進は、障害者の多様な意見及び要望に適合したものを、障害者自らを選択する機会が保障されていることが必要です。</p> <p>手話啓発動画は、デジタルサイネージやケーブルテレビなど、複数の媒体に対応できる再生時間の短い動画を複数作成します。また、条例啓発講演会は、東京都聴覚障害者連盟が行う耳の日記念文化祭と連携することで設営業務等の効率化が図られるため、仕様を精査して予算を計上します。</p>					
・港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例							

令和2年度予算要求事業概要書

所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課
款	民生費

NO 33

(単位：千円)

1 事業名	児童発達支援センター管理運営	10 要求内容	要求額	⇒	予算額	(うち特財)
2 要求区分	新規事業	・児童発達支援センター管理運営経費 (指定管理料 公募提案額431,923千円)	431,923	⇒	431,923	(9,416)
3 事業説明文	児童の成長発達に関する相談や児童の個別の発達段階に応じた療育を行うため、児童発達支援センターを運営します。	・障害者就労支援業務委託（提案外指定管理料）	0	⇒	4,400	
4 背景、区民ニーズ、現状課題等	平成24年の児童福祉法の改正により、児童発達支援センターが児童福祉施設として位置付けられました。区では、こども療育パオ及び発達支援センター相談室において、児童の成長発達に関する相談業務を実施していましたが、利用者増や障害児の発達課題が複雑化する中で、地域療育の中核施設である児童発達支援センターが必要となりました。					
5 要求する事業内容	障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）、障害児相談支援、計画相談支援及び総合相談を実施します。 対象者：障害児、障害の疑いのある児童及びその保護者 定員：児童発達支援 82人/日、放課後等デイサービス 10人/日 他定員無し 実施時期：令和2年4月開設 実施手法：指定管理事業者による運営					
6 事業実施で得られる成果	児童の成長発達に関する相談や療育を早期から開始することにより、障害児やその保護者等が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができます。					
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	国の第1期障害児福祉計画（平成30年度～令和2年度）の成果目標 (令和2年度末までに、児童発達支援センターを各区市町村に少なくとも1カ所以上設置すること)					
8 基本計画・個別計画	・港区基本計画、障害者計画					
9 関連する法令・条例等	・児童福祉法、港区立児童発達支援センター条例					
		財源内訳	国庫支出金			
			都支出金	地域支援体制確保事業補助		9,416
			その他特財			
			一般財源			426,907
		債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額		
		11 実施に向けた財源確保	都の補助金を活用			
		12 スケジュール	令和2年4月 施設開設			
		13 事業実施に伴う将来コスト	3年度：指定管理料 444,169千円（うち特財10,000千円） 4年度：" 447,694千円（うち特財10,000千円） 5年度：" 451,394千円（うち特財10,000千円）			
		14 編成の考え方	新規施設の管理運営に必要な経費であり、経費初年度であるため、指定管理料については公募提案額とします。清掃業務等については、障害者就労支援の観点を追加し、予算を計上します。			
			合計	431,923	⇒	436,323 (9,416)

令和2年度予算要求事業概要書

所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課
款	民生費

NO 34

(単位：千円)

1 事業名	障害福祉サービス職員宿舍借り上げ支援事業	10 要求内容	要求額 ⇒	予算額 (うち特財)
2 要求区分	新規事業	・ 宿舍借り上げ経費補助金	25,830 ⇒	0
3 事業説明文	障害福祉サービス事業所における災害時の体制強化、人材の確保及び定着を支援するため、法人の職員宿舍借り上げに係る経費を補助します。	(@82,000×7/8×12月×30戸)		
4 背景、区民ニーズ、現状課題等	区立障害者施設の整備や改築が進められており、指定管理者で採用する障害福祉サービス職員も大幅に増えることとなります。職員の人材確保が課題となっており、とりわけ災害など有事の際の職員確保は、さらに深刻な状況となっています。区のBCPでは、職員の20%が第1非常配備態勢ですが、障害保健福祉センターにおいても、職員130人中、10km圏内の在住者は21名(約17%)と目標値を下回る状況です。			
5 要求する事業内容	福祉避難所の指定を受けた事業所に対し、職員宿舍を確保し、災害対応職員を配置する事業所に借り上げに係る費用を補助します。 対 象：区立障害者施設を管理運営する法人(4法人) 実施内容：法人が借り上げる住宅1戸あたり月82,000円を基準額として補助します。 実施時期：令和2年4月 助成額：基準額と助成対象経費を比較し、少ないほうの額に7/8を乗じた金額 そ の 他：他の助成制度が対象の場合は支給対象外とします。	合計	25,830 ⇒	0
6 事業実施で得られる成果	施設から10km圏内に在住する職員を総数の20%確保し、有事の際における施設利用者の安全・安心の確保を強化します。また、障害福祉サービス職員の職員定着率の向上、有望人材の確保が見込まれます。	財源内訳		0
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	東京都福祉保健財団が福祉避難所指定又は災害時の協定をしている都内の障害福祉サービス事業所に対し、借り上げに係る費用の一部を補助しています。	国庫支出金		
8 基本計画・個別計画	・なし	都支出金		
9 関連する法令・条例等	・(新規) 障害福祉サービス職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱	その他特財		
		一般財源		0
		債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額
		11 実施に向けた財源確保		
		12 スケジュール		
		13 事業実施に伴う将来コスト		
		14 編成の考え方		
		民設民営事業者向けに都が実施している宿舍借り上げ補助の区内実績は無く、人材確保が困難な理由が宿舍によるものなのかも定かでないため、借り上げ宿舍を支援する補助制度が人材確保に効果的なのか不明確です。引き続き、人材確保が困難な理由を分析し、利用者の更なる安全及び施設人材の確保に必要な支援を検討します。		

令和2年度予算要求事業概要書

所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課	NO	35
款	民生費	(単位：千円)	

1 事業名	手話通訳派遣等事業	10 要求内容	要求額	⇒	調整額	(うち特財)
2 要求区分	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計	8,630	⇒	13,344 (10,009)
3 事業説明文	聴覚又は言語機能障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、健聴者等との意思疎通を仲介する手話通訳者の派遣等を行うとともに、二次元コードによる遠隔手話通訳を区の窓口で活用することで、意思疎通の円滑化を図ります。	・手話通訳者団体派遣事業経費		7,420	⇒	7,420 (5,565)
		・二次元コードによる遠隔手話通訳経費		1,210	⇒	1,210 (908)
		・養成クラスの回数及び定員増に要する経費（事業統合）		0	⇒	4,714 (3,536)
4 背景、区民ニーズ、現状課題等	条例制定を契機に手話通訳の派遣及び活用を一層促進していますが、区と社会福祉協議会で実施している手話通訳者の派遣事業について、利用者に分かりやすい事業にするために整理が必要です。また、区の窓口では遠隔手話通訳を行うタブレット端末を全て配置することが困難であるため、手話による意思疎通がこの窓口でも可能となる環境が整備されていないことが課題です。	経常経費分	小計	20,785	⇒	32,727 (24,542)
		・手話通訳者派遣事業経常経費		20,785	⇒	20,785 (15,586)
		・手話通訳者養成事業経常経費（事業統合）		0	⇒	11,942 (8,956)
5 要求する事業内容	①社会福祉協議会の「紹介派遣（区や民間の講演会・イベント等に手話通訳者を派遣する事業）」を区の事業とし、区が実施している「個人派遣」と、統合 ②遠隔手話通訳用のタブレット端末を配置していない窓口でも遠隔手話通訳が受けられるよう、個人のスマートフォンで遠隔手話通訳が利用できる二次元コードを設置 対象者：聴覚障害または言語機能障害者や障害者で構成する団体で、手話通訳等を必要とする区や民間事業者 実施時期：手話通訳を必要とする人からの依頼に基づき手話通訳者を随時派遣 実施手法：社会福祉協議会へ業務委託 ・聴覚障害者数380人（平成31年3月31日時点）	合計		29,415	⇒	46,071 (34,551)
		財源内訳	国庫支出金	地域生活支援事業費等補助金（補助率1/2）		23,034
			都支出金	地域生活支援事業費等補助金（補助率1/4）		11,517
			その他特財			
			一般財源	障害者福祉推進基金10,020千円を含む		11,520
		債務負担行為	令和	年	～	年
			限度額			
6 事業実施で得られる成果	事業主体が明確となり、利用促進の統制が図られるとともに、利用者に分かりやすい制度となります。手話通訳者の利用を促進し、聴覚障害者と健聴者の意思疎通が円滑化されます。また、遠隔手話通訳二次元コードの設置により、タブレット端末を配置していない場所においても利用者のスマートフォンで遠隔手話通訳サービスが利用できます。	11 実施に向けた財源確保	国や都の補助金を活用するほか、障害者福祉推進基金を充当経常経費を見直して一部の財源を確保			
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	・個人派遣と紹介派遣を区で実施している区（4区／23区） ・二次元コードを利用した遠隔手話通訳を実施している区（0区／23区）	12 スケジュール	令和元年12月 条例施行 令和2年4月 事業開始			
8 基本計画・個別計画	・障害者計画	13 事業実施に伴う将来コスト	レベルアップ分 13,344千円（うち特財10,009千円）／年 ※手話通訳者に支払う報償費等は派遣数の実績に比例			
9 関連する法令・条例等	・港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例 等	14 編成の考え方	【事務事業評価】 対象外（内部事務管理） 区民、民間企業や障害者団体の活動において、手話通訳者を必要とする場合に活用いただけるよう、利用者目線のわかりやすい事業整理が必要であるため、区で一元的に手話通訳事業に取り組むとともに、手話通訳者の養成と派遣は接続した取組であるため、No36「手話通訳者養成事業」を本事業へ統合し、名称を「手話通訳提供等事業」に改めます。 また、二次元コードを利用した遠隔手話通訳サービスは、区の窓口だけでなく、避難所や庁舎外での相談等にも活用できるため、23区初の取組として予算を計上します。			

令和2年度予算要求事業概要書

所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課	NO	36
款	民生費	(単位：千円)	

1 事業名	手話通訳者養成事業	10 要求内容	要求額 ⇒	予算額 (うち特財)
2 要求区分	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計 4,714 ⇒	0
3 事業説明文	意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支援するため、手話通訳講座の定員を拡充するとともに、養成クラスを見直し手話通訳者登録試験の再チャレンジを応援します。	・養成クラスの回数及び定員増に要する経費 (年35回⇒50回、定員20名⇒50名) (中級25名⇒35名)	4,714 ⇒	0
4 背景、区民ニーズ、現状課題等	社会福祉協議会の登録手話通訳者は25名と万全な体制ではなく手話通訳者派遣数も29年度は152件、30年度は202件と年々増えており、手話通訳者の養成が急務となっています。しかし、手話通訳者試験では29年度は18人の受験者に対し合格者が3名、30年度は22人の受験者に対し合格者が1名であり、合格には高い技術が求められています。	経常経費分	小計 11,942 ⇒	0
5 要求する事業内容	①養成クラスの修了者のうち、登録試験に合格しない場合は再受講できるよう回数と定員を拡充 ②中級クラスの定員を拡大 対象者：区内在住・在勤・在学の15歳以上の健聴者で継続的に受講できる見込みがある人 講座合計定員数130名 実施時期：5月～2月の毎週火曜日 実施手法：社会福祉協議会へ業務委託	・既存のクラス運営経費	11,942 ⇒	0
6 事業実施で得られる成果	手話通訳者登録試験に合格しなかった人を継続支援できる体制を整え、合格率を向上させることで、登録手話通訳者数が増加し、手話通訳者派遣の需要に応えます。(登録者数25名 ⇒ 46名目標)	合計	16,656 ⇒	0
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	近隣区の手話通訳者の登録数は中央区16名、新宿区36名で、聴覚障害者数に対する割合は平均5% (港区25名、聴覚障害者に対する割合6%)	財源内訳	国庫支出金	
8 基本計画・個別計画	・障害者計画	都支出金		
9 関連する法令・条例等	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、 ・港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例	その他特財		
		一般財源		0
		債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額
		11 実施に向けた財源確保		
		12 スケジュール		
		13 事業実施に伴う将来コスト		
		14 編成の考え方	【事務事業評価】 拡充	
			令和元年12月施行「港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例」により、意思疎通の環境整備として一層充実させる必要がある手話通訳者派遣について、安定して事業を運営するためには、事業の担い手となる手話通訳者の養成及び登録が必要となります。	
			手話通訳者の登録試験合格を目指す意欲ある修了生に対し、登録に至るまで支援することで着実な効果が見込まれるため、要求額で予算を計上しますが、手話通訳者の養成と派遣は一連であるため、No35「手話通訳派遣等事業」へ本事業を統合します。	

令和2年度予算要求事業概要書

所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課
款	民生費

NO 37

(単位：千円)

1 事業名	障害者総合相談支援センター事業	10 要求内容	要求額	⇒	予算額	(うち特財)	
2 要求区分	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計	13,525	⇒	13,525	(4,138)
3 事業説明文	障害者及び養護者が、安心して住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整えるため、障害者福祉課内で実施している総合相談支援センター事業（以下「相談事業」と言う。）の体制強化を図り、「養護者亡き後」に備えた生活プランの作成に取り組みます。	・相談支援専門員（会計年度任用職員 週5日2名分）		8,007	⇒	8,007	
		・スーパーバイザー（週1日、特別非常勤職員）		1,920	⇒	1,920	(1,440)
		・弁護士（週1日、特別非常勤職員）		1,920	⇒	1,920	(1,440)
		・サービス体験事業		1,678	⇒	1,678	(1,258)
4 背景、区民ニーズ、現状課題等	障害者の高齢化が進み、親などの養護者亡き後の生活への不安についても、区へ相談が寄せられています。障害者及び養護者が、安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、不安内容や行政ニーズを的確に把握し、将来の住まいや日中活動の生活プランを作成するなど、養護者とともに事前準備する必要があります。	経常経費分	小計	6,776	⇒	6,776	(5,082)
		・総合相談支援センター運営経費		6,776	⇒	6,776	(5,082)
5 要求する事業内容		合計		20,301	⇒	20,301	(9,220)
①専門的人材の設置	相談窓口の強化をするとともに、「養護者亡き後」に支援が必要な障害者について、平常時から事前登録を行い、その方に必要な住まいや日中活動の生活プランを作成するため、相談支援専門員を週5日2名配置し、生活プランに対する指導助言を行う障害者福祉の知見に長けた人材を1名配置、相続等の法的支援のため弁護士を1名配置します。	財源内訳	国庫支出金	地域生活支援事業費等補助金（補助率1/2）		6,147	
			都支出金	地域生活支援事業費等補助金（補助率1/4）		3,073	
			その他特財			0	
			一般財源			11,081	
②サービスの体験利用の実施	より適切な生活プランを作成するために、日中活動やグループホームの体験利用を実施します。 対象者：①②障害者手帳またはサービス受給証所持者（約9,000人 H31.3時点）及びその養護者 実施時期：令和2年4月	債務負担行為	令和	年	～	年	限度額
6 事業実施で得られる成果	①「養護者亡き後」などの緊急時に対応するのではなく、平常時から必要な生活プランを作成することで、緊急時に円滑な支援ができるとともに、本人や養護者が安心できる生活環境を整えます。 ②日中活動やグループホームの体験利用を行うことで、その方に適したサービスを選ぶことができ、より最適な生活プランを作成できます。	11 実施に向けた財源確保					国や都の補助金を活用
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	23区のうち18区で相談支援センター事業を実施	12 スケジュール					令和2年4月 登録開始
		13 事業実施に伴う将来コスト					レベルアップ分13,525千円（特財4,138千円）／年
8 基本計画・個別計画	・障害者計画	14 編成の考え方					【事務事業評価】対象外（内部事務）
9 関連する法令・条例等	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律						障害者及び養護者が、安心して住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整えるため、相談事業の体制強化を図り、「養護者亡き後」に備えた生活プランの作成に取り組むための予算を計上します。

令和2年度予算要求事業概要書

所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課	NO	38
款	民生費		

(単位：千円)

1 事業名	障害保健福祉センター管理運営	10 要求内容	要求額	⇒	予算額	(うち特財)		
2 要求区分	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計	29,536	⇒	29,536	(1,500)	
3 事業説明文	区内の障害者に対し、障害の種類や程度、年齢に応じた各種相談、通所事業・訓練などの事業を行い、障害者の地域における保健福祉の増進を図ることを目的に障害保健福祉センターを管理運営しています。来年度、新たに放課後等デイサービス及び発達障害者訓練事業を実施します。	・放課後等デイサービス運営経費（指定管理料等）		14,248	⇒	14,248	(1,500)	
4 背景、区民ニーズ、現状課題等		・発達障害者生活訓練事業経費（指定管理料等）		15,288	⇒	15,288		
5 要求する事業内容	特別支援学校に就学している重症心身障害児の受け入れができる放課後等デイサービスが区内にありません。また、これまで発達支援センター相談室の対象となる18歳以上の障害者に対しては、施設規模の制約により生活訓練が実施できないことが課題でしたが、児童発達支援センターの開設に伴う施設移転により生じた障害保健福祉センターの空きスペースに移設することで、改善することができます。	経常経費分	小計	708,477	⇒	708,477	(4,570)	
①放課後等デイサービス事業開始（令和2年12月から） 特別支援学校に通学する重症心身障害児（医療的ケア児）が、放課後や学校休業中に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流を持つ場として実施します。（定員：20名）		・障害保健福祉センター管理運営経費（指定管理料等）		704,627	⇒	704,627	(2,645)	
②発達障害者生活訓練事業（令和2年12月から） 社会参加の場の提供や、自己理解を進めるプログラムやコミュニケーションスキルの向上など、日常生活における課題を解決するための支援を行います。	・第三者評価等事務経費		3,850	⇒	3,850	(1,925)		
6 事業実施で得られる成果		合計		738,013	⇒	738,013	(6,070)	
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	国の障害者福祉計画・障害児福祉計画において、令和2年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保することが求められています。	財源内訳	国庫支出金	地域生活支援（補助率1/2）		1,750		
8 基本計画・個別計画	・港区基本計画、・障害者計画	都支出金	地域生活支援（補助率1/4）、障害者包括補助（補助率1/2）等		4,300			
9 関連する法令・条例等	・港区立障害保健福祉センター条例 ・港区立障害保健福祉センター条例施行規則	その他特財	庁舎等使用料		20			
		一般財源			731,943			
		債務負担行為	令和	年	～	年	限度額	
		11 実施に向けた財源確保	・国及び都の補助金を活用 ・既存施設を改修して対応					
		12 スケジュール	令和2年12月 放課後等デイサービス事業、発達障害者生活訓練事業 開始					
		13 事業実施に伴う将来コスト	レベルアップ分の通年経費 112,197千円／年 ※レベルアップ分特財は初度調弁のみのため翌年度以降なし					
		14 編成の考え方	【事務事業評価】 対象外（施設維持管理）					
		医療的ケアが必要な障害者やその保護者が住み慣れた地域で生活できるよう、医療的ケアの必要な障害児への放課後等デイサービスを実施します。また、発達障害は外見から課題が分かりづらく、周囲に理解され難い状況です。社会参加の場や自己理解プログラムなどの日常生活における課題を解決するための支援として、生活訓練事業を実施します。						

令和2年度予算要求事業概要書

所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課	NO	39
款	民生費	(単位：千円)	

1 事業名	障害者サービス提供事業者育成事業	10 要求内容	要求額	⇒	予算額	(うち特財)		
2 要求区分	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計	400	⇒	544		
3 事業説明文	区内在住、在勤者、障害者サービス提供事業者及び障害者ホームヘルプサービス事業者のうち、区内で介護関係の仕事に携わることが希望する人を対象に、障害者福祉の知識普及や介護技術の向上を目指します。同行及び行動援護従事に要する研修経費の助成を新たに実施します。	・同行援護及び行動援護従業者養成研修 (同行援護10名分、行動援護10名分)		400	⇒	544		
4 背景、区民ニーズ、現状課題等	同行援護の従業員に必須としている研修費用は平均28,500円、行動援護は平均44,000円かかり、従業員や事業所の自己負担であるため、区内の修了者数は、同行援護が19事業所50名、行動援護が1事業所4名です。令和元年9月時点で同行援護は39名、行動援護は2名の方が利用していますが、利用した時に援護者が対応できない事例があり、安定したサービス提供の担い手確保が課題となっています。	経常経費分	小計	759	⇒	759 (19)		
5 要求する事業内容	安定したサービスを提供するため、対象者が受講した研修費用の一部を助成し、援護従事者を増やします。 補助額：2万円／1件あたり 対象者：同行援護または行動援護の指定事業所で、区民を対象にサービス提供している事業者に所属するヘルパー（約60名） 実施時期・回数：対象者からの申請に基づき、随時執行 実施手法：申請書、受講料支払証明書、受講修了証明書及び就業証明書等の書面提出を根拠に助成 ※同行援護：視覚障害者等の活動に同行して援護する 行動援護：知的障害者や精神障害者等の行動を援護する	・研修経費		759	⇒	759 (19)		
6 事業実施で得られる成果	天候の良い日等の利用が集中する際に、援護者不足によりサービス提供が出来ないことが無いよう、援護者数を増やす支援を行うことで、安定してサービス提供できる環境を整えます。 ・同行援護者数 50名 ⇒ 80名 ・行動援護者数 4名 ⇒ 34名	合計		1,159	⇒	1,303 (19)		
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	横浜市：研修費を上限2万円まで助成	財源内訳	国庫支出金	地域生活支援事業費等補助金（補助率1/2）		13		
8 基本計画・個別計画	・障害者計画	都支出金	都支出金	地域生活支援事業費等補助金（補助率1/4）		6		
9 関連する法令・条例等	・なし	その他特財	一般財源	障害者福祉推進基金1,284千円を含む		1,284		
		債務負担行為	令和	年	～	年	限度額	
		11 実施に向けた財源確保	障害者福祉推進基金を充当					
		12 スケジュール	令和2年4月 事業開始					
		13 事業実施に伴う将来コスト	レベルアップ分 544千円/年					
		14 編成の考え方	【事務事業評価】改善					
		研修内容により費用負担が異なることや、短期間で確実に援護可能な従業員を増やすため、区の介護職員研修受講費用助成に準じて補助率を3/4に引き上げます。また、各事業者と調整のうえ、3か年で計画的な受講を促すこととし、期間限定で実施します。利用者のニーズに短期間で確実に応える予算を計上します。						

令和2年度予算要求事業概要書

所管課	保健福祉支援部 高齢者支援課	NO	40
款	民生費	(単位：千円)	

1 事業名	認知症高齢者等おかけりサポート事業	10 要求内容	要求額 ⇒	予算額 (うち特財)
2 要求区分	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計 640 ⇒	640
3 事業説明文	認知症高齢者、認知症であることが疑われる方及び若年性認知症の人が、今いる場所が分からない等の見当識障害が現れた場合でも、地域の人や関係機関との協力により、見守り・早期発見できる仕組みを作ることで、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援します。新たに保険制度を任意で付加します。	・保険料 (@2,000/年×320人)	640 ⇒	640
4 背景、区民ニーズ、現状課題等	全国では過去に、認知症高齢者が線路内に立ち入り電車にはねられ死亡した事故に対する損害賠償を求め、鉄道会社が遺族に訴訟を起こした例があります。年々区内の高齢者数が増加している中で、区内でも他者への傷害や物損など認知症高齢者の家族に賠償が起きる可能性があり、精神的な負担となります。	経常経費分	小計 2,816 ⇒	2,816 (490)
5 要求する事業内容	認知症高齢者及びその家族等の経済的、精神的負担の軽減を図るため、事業登録者に対して、徘徊に起因する事故等の損害賠償保険を任意で付加します。 (補償金：最大5億円、被害者死亡時の見舞い費用15万円) 対象者：おかけりサポート登録者（区内に住所を有し、在宅で生活しており、迎えに行くことができる介護人等がいる人で①～③の要件に該当する人。（①65歳以上の認知症高齢者、②65歳以上の認知症の疑いのある高齢者、③若年性認知症の人） 本事業の現登録者は想定認知症者数約6,000名（徘徊者数は不明）のうち126名 実施手法：区が保険契約者となり加入 加入費用：無料	・キーホルダー購入、シール印刷等	2,086 ⇒	2,086 (400)
6 事業実施で得られる成果	登録者及びその家族の経済的、精神的負担を軽減できます。また、本事業に認知症保険を付加することで、新たにこれまで区の相談やサービスにつなげていない認知症高齢者の加入が増えるという相乗効果も見込めます。	・管制センター業務委託等	730 ⇒	730 (90)
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	東京23区内では、葛飾区が令和元年度から損害賠償保険の制度を始めています。また、中野区が令和元年度中に損害賠償責任保険の制度開始を予定しています。他自治体も保険料は無料です。	合計	3,456 ⇒	3,456 (490)
8 基本計画・個別計画	・なし	財源内訳	国庫支出金	
9 関連する法令・条例等	・認知症高齢者等おかけりサポート事業実施要綱	都支出金	高齡社会対策区市町村包括補助事業補助金	490
		その他特財		
		一般財源		2,966
		債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額
		11 実施に向けた財源確保	都の補助金を活用	
		12 スケジュール	令和2年3月 おかけりサポート事業登録者への保険加入意向調査 令和2年4月 おかけりサポート申請者の保険加入開始	
		13 事業実施に伴う将来コスト	レベルアップ分 640千円/年（加入者の増減により比例して変動）	
		14 編成の考え方	【事務事業評価】対象外（H30新規事業）	
		拡充内容は、本事業の登録者及びその家族の経済的、精神的負担が軽減され、在宅生活の支援となります。また、認知症支援事業を受けていない方に対し、本事業の関心を高め、登録者数を増やすことで高齢者の見守りにもつながるため、予算を計上します。		